

【論文】

住民による地域再評価プロセス
ー京都府旧美山町北集落の地域づくりを事例にー

吉原 南海

Reassessment Process of Local Resources by Inhabitants
Regional Development of Miyama-cho Kita, Kyoto Prefecture

YOSHIHARA, Minami

1 はじめに

本稿は、京都府旧美山町北集落の地域づくりの事例から、地域住民による地域再評価プロセスを明らかにすることを目的とする。筆者は、地域再評価プロセスを、地域の価値を再評価する過程のことと定義する。地域の価値を再評価することは、現在多くの地域づくりの中心となっている。特に持続可能な地域づくりやESDとしての地域づくりで重視されている。

日本において、持続可能な地域づくりは、持続可能な開発のための教育の10年推進会議(ESD-J)の活動や環境省のESD促進事業によって、ESDとしての地域づくりという形で進められてきた。代表的な例は、熊本県水俣市の地域再生の実践である。水俣市の地域再生では、水俣市の職員であった吉本哲郎による地元学の実践が中核となっている。地元学は、地域住民による地域調べから地域資源を含めた地域の価値の再評価を行う活動である。

また農学の立場からも地域の価値の再評価の重要性が指摘されている。小田切徳美は、地域住民の「誇りの空洞化」の問題を指摘している¹。「誇りの空洞化」とは、地域住民がその土地に住む意義や価値を見いだせない状態とされている。「誇りの空洞化」は、経済成長による都市指向が農山村に広がっていることが原因と考えられている。そのため、小田切は「誇りの再建」が必要と指摘をしている²。「誇りの再建」の方法として、自らの暮らしをめぐる独自の価値観の再構築が必要とし、具体的に地域の郷土料理、景観、住民の情や絆といった価値観を、「暮らしのものさし」と表現し、これを活用することを提案している³。実際に「暮らしのものさし」を発見する手法として地元学を推奨している。

しかしながら、農山村の地域づくりを扱った社会教育学・環境教育学の先行研究では、地域住民による地域の価値の再評価のプロセスに注目したものが管見の限り見当たらない。

一方地域の価値の再評価の手法として注目されている地元学に関しては、先行研究の蓄積がある。阿部治は、「無いものねだりではなくある物さがしを通じて住民が地域の資源に気づき、自ら地域の主体となる地元学の手法は極めて優れたESD手法である」⁴と地元学を評価している。廣瀬隆人は、「地元学・地域学は、学びを通して自分の暮らしやこの地に生きていることの問い直し、そのことを通じて、地域とは何か、そこに生きる自分を問い直し、

批判的にふりかえり、自分学に向かう」⁵としている。また櫃本真奈代は、「地域住民による地域の価値（自然・文化・人等）を知る（再発見する）学習は、自己のふりかえりだけでなく、共に学んでいく過程を通して地域の価値を共に創りあげていく地域づくりへと向かう実践」⁶であると指摘している。

以上の先行研究では、地域の価値を再評価することで、自己のふりかえりや地域を批判的にふりかえることが明らかにされている。しかしながら、2つの問題点がある。1点目は、農山村における近代化の歴史が考慮されていないことである。農山村においては、近代化が善とされ、外来型開発が行われてきた。また学校教育でも東井義男が言う「村を捨てる学力」⁷が重視され、積極的に都市に送り込む構造が成り立っていた。そのような中で先行研究では、地域住民による地域の価値の再評価は簡単に進んでいるように書かれている。2点目は、地元学を扱った研究の手法の不備である。阿部、廣瀬、櫃本の先行研究は、いずれも実地調査を行ったものではない。加えて、地元学を論じる材料として、実施者である吉本哲郎の書籍や論文の引用のみにとどまっている。

そこで本稿では、京都府南丹市美山町北集落を事例とし、文献調査とインタビュー調査から、地域住民による地域の価値の再評価のプロセスを明らかにする。北集落を事例としているのは、「クズヤ」と呼ばれ、価値が見出されていなかった茅葺き民家を保存し、観光資源として活用してきたためである。また手法として合意形成に時間をかけ、話し合い活動と学習会を重視してきたこともあげられる。

2 持続可能な地域づくりと地域再評価

2-1 地域づくりとは

まずは地域づくりの定義について書いていく。現在地域づくりは、まちづくり、地域振興、地域おこし、地域活性化などと呼ばれることが多い。千葉悦子は、それらを含んだ地域づくりを「人々の生活を創る主体的な営為が含意されている」⁸活動と定義している。また地域づくりの本質を「自治体、企業、住民など、地域を構成するアクターによる、よりよい地域をつくろうとする過程」⁹としている。また、地域づくりが内発的地域づくりに変遷していることも指摘をしている。

降旗信一は、地域再生の観点から地域づくりを論じている。過疎化や限界集落化した地域で失われた自然や社会的な結びつき、地域経済の活力といったことを取り戻し、それを基盤とした持続可能な地域づくりを実現させることを地域再生と捉えている¹⁰。

小田切は、リゾート開発主導の地域活性化と比較し、地域づくりには「内発性」「総合性・多様性」「革新性」¹¹の三つの含意があると定義している。内発性では、地域住民が自らの意思で立ち上がるというプロセスを持つことが重要としている¹²。総合性・多様性では、「単品型・画一的な地域活性化」ではなく「福祉や環境を含めた総合性」・「地域の実情を踏まえた多様性に富んだ地域づくり」への転換の必要性を述べている¹³。すなわち基盤となる地域資源や地域を構成する人によって、多様な発展パターンが存在し得るということである。

「革命性」では、地域課題への対応として、既存の仕組みではなく、新しい仕組みで対応することを重視している。特に人口減を前提とし、地域運営を地域自身が仕組みを再編し、新しい制度を創造することが必要となっている¹⁴。

千葉は社会教育学、降旗は環境教育学、小田切は農学の立場からそれぞれ地域づくりを定義している。共通点として見られるのが、内発性を重視している点である。内発性が重視されているのは、地方自治体の財政が苦しい点、相次ぐ合併により行政職員が集落レベルで関わるのが難しくなっている点の 2 点の現実的な問題が影響している。そのため、地域住民が主体となって地域づくりを進めることが重視されている。また現実的な問題に加え、世界的な潮流としてオルタナティブな発展が求められ、地域住民が地域資源を活用し地域を持続可能にしていくことが必要とされていることも影響している。

以上を踏まえ、本稿では地域づくりを、行政と自治組織の主導による地域資源を活用したよりよい地域をつくる活動と定義する。

2-2 持続可能な地域づくりとは

持続可能な地域づくりは、持続可能な開発や持続可能性の影響を受けている。持続可能な開発は、1987 年にブルントラント委員会（環境と開発に関する世界委員会）の「我ら共通の未来」という報告書の中で、「将来世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすような開発」と定義されている¹⁵。同報告書で持続可能な開発の概念は、「環境と開発を互いに反発するものではなく共存しうるもの」として捉え、「地球資源制約」の下で、「環境保全と開発の両立」を重要とする考え方である¹⁶。この持続可能な開発の基盤となっている概念が、持続可能性である。富田俊幸は、持続可能性を「将来にわたって持続できるかどうかを表す概念」¹⁷と定義している。大量生産・大量廃棄を前提とした文明が、地球の限られた資源との関係において、存続できるのかという観点から生まれたものである。この概念を社会問題に応用したのが、持続可能な開発である。

このような国連で進められた持続可能な開発やそのツールとしての ESD (Education for Sustainable Development) が提唱されていく中で、2002 年に環境省は持続可能な地域づくりを提唱した。環境省は「環境への負荷が少ない地域づくり」と「主体的で継続的な地域づくり」¹⁸が一体化することで、持続可能な地域づくりとなると定義している。環境省の言う持続可能な地域づくりでは、地域が主体となって取り組むこと、環境に配慮した地域の行動の積み重ねることが重要となっている。実践としては、ESD の地域づくりとして行われることになる。

2-3 地域づくりにおける地域の価値の再評価の役割

環境省の提唱する持続可能な地域づくりでは、「地域では環境だけでなく歴史・文化、人材なども重要な資源です」「地域の資源を活用し、地域での取組が継続的に行われていくことを、地域が持続可能であると考えます」¹⁹と書かれている。この時点では、地域資源の活用が謳われているが、地域の価値の再評価についての言及はない。その後 2007 年に環境省が出した「協働による持続可能な地域づくりのための手法・ツール集」では、地域づくりを「気づき・学び」「合意・計画づくり」「活動実施」「ふりかえり」²⁰の 4 段階に分類し、それぞれの場面で必要な合意形成ツールを紹介している。「気づき・学び」のステップでは、地域の資源や課題を見つけることが目的とされ、そのツールとして地元学が上げられている²¹。このように環境省が持続可能な地域づくりに関して多くの提言を行っている。実践レベルで広がっていくのは、ESD の国内実施計画が打ち出されてからである。

ESD の国内実施計画が出された後から ESD としての地域づくりが行われている。ESD としての地域づくりは、地域の価値の再評価を重視してきた。特に地元学が再評価のツールとして評価されている。阿部治は、熊本県水俣市で行われた公害からの再生の地域づくりを広義の環境教育と捉え、地域づくりの学習活動である地元学を評価している²²。地元学は水俣市の職員であった吉本哲郎によって提唱された。吉本哲郎は、地元学を以下の様に定義している。

「地元の人が主体となって、地元を客観的に、地域外の人々の視点や助言を得ながら、地元のことを知り、地域の個性を自覚することを第一歩に、外から押し寄せる変化を受け止め、内から地域の個性に照らし合わせ、自問自答しながら地域独自の生活（文化）を日常的に創り上げていく知的創造行為である。」²³

地元学は、地域住民が主体となって、住民への聞き取り作業、地域資源の掘り起こし活動としての「あるもの探し」、基礎的な地域調査である「水のゆくえ」「地図づくり」を通して、地元の価値の再発見と創造を行う活動である。阿部治は、ESD を多様なものであり、「地域の現状（環境・経済・社会・文化など）」に沿ったものであると定義した上で、「無いものねだりではなくある物さがしを通じて住民が地域の資源に気づき、自ら地域の主体となる地元学の手法は極めて優れた ESD の手法である」²⁴と指摘をしている。地元学は「あるもの探し」を通して、地域の価値を再発見する取り組みである。また阿部は言及していないが、吉本は地域外の人々の参加も重視している。地域外の人々が地域の資源や価値を指摘することで、再発見・再評価を促すとしている。

以上のように地域づくりの実践レベルでは、地域の価値の再評価は重視されている。特に環境保全を重視する実践では、その傾向が強いと言える。しかしいずれの領域でも、地域住民による地域の価値の再評価のプロセスについては言及がされていない。

3 京都府旧美山町北集落の地域づくりの実践

3-1 旧美山町北集落概要

旧美山町は、京都府の南丹市に所属する地区である。1955年に旧北桑田郡美山町は、平屋、宮島、大野、知井、鶴ヶ岡の五つの村が合併によって誕生した。2006年に園部町、八木町、日吉町と合併し、南丹市の一部となっている。現在でもそれぞれの地区の名前は残っている。美山町の面積は、340平方キロメートルで、そのうち96%が山林であり、残り4%が宅地や農地となっている²⁵。平成28年2月時点で、人口は4099人となっている²⁶。美山町発足時には1万人を超えていたが、現在では半減している。また高齢化が進んでおり、1960年には65歳以上の人口が全体の8.1%であったのが、2001年には32.6%まで悪化している²⁷。かつての主要な産業は、林業であった。1960年に木材の輸入自由化によって、国産木材の値段が暴落したため、大きな打撃を受けた。農業に適さない土地であり、経済的に厳しかったため、茅葺きの民家が多く残ったとされている²⁸。南丹市に合併された現在では、茅葺きの民家を観光資源として活用し、エコツーリズムの振興やドラマ・映画の撮影の誘致を行っている。

北集落は、旧美山町の知井地区の集落である。北集落は 2016 年 2 月時点で、人口「102」人の集落であり、その内男性が「50 人」で女性が「52 人」である。2015 年 4 月時点で、平均年齢は「57 歳」となっている²⁹。北集落は、国の重要伝統的建造物群保存地区に指定され、別名として「かやぶきの里」とも呼ばれている。保存地区全体の面積は「127.5 ha」³⁰となっている。集落だけではなく、田畑や裏山も含まれている。北集落における茅葺き屋根の建物は「27 棟」が登録されている³¹。現在、保存活動や観光の中心は、かやぶきの里保存会（以下保存会とする）が担っている。保存会は全戸加入の住民組織であり、茅の確保やガイドツアーなども行っている。

3-2 北集落における地域づくりの歴史的展開

本節では北集落の地域づくりの歴史的展開を追っていく。主に伝統的建造物群保存地区指定（以下、伝建地区指定とする）に関する一連の動きに関して整理していく。北集落では、伝統的建造物群保存地区制度（以下、伝建制度とする）の指定がきっかけとなり、観光を中心とした地域づくりが行われるようになった。

伝建制度とは、「市町村の主体性を尊重し、都市計画と連携しながら、歴史的な集落や町並みの保存と整備を行う」³²制度である。1975 年の文化財保護法の改正によって、文化財の定義に「周囲の環境と一体となして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」として、「伝統的建造物群」が新しく位置づけられたことが契機である³³。また現在北集落は、重要伝統的建造物群保存地区として指定を受けている。重要伝統的建造物群保存地区制度は、国が市町村の申請に基づき、価値が高いと判断されるものを選定する制度である。2017 年 2 月 23 日時点で、重要伝統的建造物群保存地区は合計 43 道府県 94 市町村 114 地区存在している³⁴。重伝建地区となると文化庁から、市町村による保存修理・防災等の事業、所有者による保存修理・防災等の取り組みに市町村が補助する事業、市町村による買い上げ事業、標識・説明板等の設置事業へ経費補助が行われる³⁵。さらに保存地区内の建造物の所有者の支援として、国税・地方税の優遇措置が行われる³⁶。一方で伝建地区に指定されると、改築や建て替えに制限がかかる。これが指定の際に大きな問題となる。

続いて歴史的展開について確認をしたい。北集落では、1971 年に京都府文化財保護課の調査が初めて入った。しかし行政と住民の協力が得られず打ち切りとなった。その後 1988 年に、美山町職員の尽力により、文化庁の伝建制度の調査が入ることになった。1989 年に文化庁による現地調査や住民向けの学習会や説明会が開催された。1990 年からは、住民と美山町教育委員会の間で議論が行われた。その間、賛成派住民や行政職員を中心に説得活動が行われていた。1992 年に北集落が美山町教育委員会へ同意書を提出した。美山町誌によると、積極的賛成と消極的賛成の 2 派ではあったが、賛成率 100%での伝建制度の受け入れであった。その後条例の整備を経て、1993 年の 12 月に重伝建地区の指定を受けている。

4 北集落における地域再評価プロセス

4-1 資料調査における地域再評価プロセスの考察

本節では、保存会の役員がどのように茅葺き民家保存の経緯を語っているのかに注目する。そこで 2 名の保存会役員が、外部に向けて北集落の取り組みを説明している際の資料や

発表の書き起こし資料を使用する。

まずは2014年3月5日に行われた「集落問題地域フォーラム」の中で、有限会社かやぶきの里の勝山直による講演の文字起こし資料を参照する。勝山は、茅葺きの民家や北集落に対して「昭和の終わりから平成にかけての頃、今ではあまり言わなくなりましたが、田舎ではくずの家、貧乏の象徴のように「くず家」と言っていた茅葺き民家が数多く残るわが村」³⁷と述べている。

そのような中で、茅葺き民家の価値に気がつくきっかけとして、「知らない人たち」の存在があげられている。「知らない人たち」は、「スケッチブックやキャンパス、カメラ、三脚を持った人たち、つまり絵を描かれる方、カメラマン」³⁸を指している。当初は、大変邪魔な存在として認識していた。しかし、「そうこうしているうちに、諦めたのか、知らない方がいられることが普通になり、逆にその人達からこの村の良さや値打ちを聞かされたりして少しずつみんなの意識が変わっていったように思います」³⁹としている。

勝山の語りからは、茅葺きの民家が「クズヤ」と呼ばれ、貧乏の象徴と認識されていたことが分かる。また邪魔な存在であった外部の人間によって茅葺き民家の価値を見出されたことが確認できる。

次に2015年2月24日に行われた「戸隠まちづくりシンポジウム2015」における、かやぶきの里保存会中野貞一による発表資料を参照する。中野は、重伝建選定前の北村の様子として「林業不振、農業不振（かつては林業王国と言われていた）」「若者の都会流失（少子・高齢化、過疎化の進行）」「棟が落ちる茅葺きも出現」⁴⁰と言う言葉をあげている。典型的な過疎化した農山村の様子が伺える。また人口減によって、茅葺き屋根の維持も難しくなっていることも読み取れる。

その後は、「カメラマン等の来訪者の増加」「北村は魅力あるのかな（住民の素朴な感情）」「何とか村を蘇らそう」の地道な取り組み きび工場の活動（きび・アワ・よもぎ餅の生産販売）、里芋の協同栽培（生協への出荷）、圃場整備事業」「行政（旧美山町）の積極的な働きかけ「住民は真面目に聞く・村再生の糸口探る」「茅葺き集落・北村はすごく値打ちがある」「保存地区になって村おこしの足がかりを」「保存地区に関する集会、勉強会、視察の繰り返し」⁴¹と続いている。

中野の資料からは、伝建地区指定前に茅葺き民家の保存が難しくなっていた現状が分かる。そのような中で、カメラマンなどの来訪者の存在を通して、北集落の住民が茅葺き民家を中心とした農村景観に価値があるのではないかと半信半疑の状態で思い始めていた。そこから行政や自治組織の村おこしを通じて、茅葺き民家や北集落に価値を見出していった。特に行政の力が強いことも読み取れる。

以上の資料からは、伝建地区指定以前には、茅葺き民家の価値が見出されていなかったことが分かる。また外部の人々から茅葺き民家の価値が伝えられたことが分かる。しかし、資料では大きな流れで書かれているため、詳細な茅葺き民家への価値の再評価のプロセスは明らかになってない。

4-2 インタビュー調査における地域再評価プロセス

2017年8月に北集落内でインタビュー調査を行った。インタビュー調査の目的は、行政による北集落の地域づくりへの支援を明らかにすることに加え、北集落の住民の中で茅葺

き民家への価値がどのように再評価されたのかを明らかにすることである。

対象者は、旧美山町職員 A 氏とかやぶきの里保存会事務局 B 氏である。まずは両者のプロフィールを紹介する。

A 氏は、1929 年生まれの 86 歳の男性である。伝建制度の議論があった 93 年前後の職業は、美山町教育委員会の職員であった。伝建制度の担当であり、伝建制度の運動・活動にはほぼ参加をしていたため、対象者とした。インタビュー調査は、2017 年 11 月 28 日に北集落の里山交流館にて行った。B 氏は、1942 年生まれの 75 歳の男性である。伝建制度の議論があった 93 年前後の職業は、不動産関係の会社員であった。伝建制度の運動・活動にはおおむね参加していたため、対象者とした。インタビュー調査は 2017 年 8 月 22 日に北集落の宇北公民館にて行った。

A 氏に対しては、北集落の地域づくりをどのように行政が支援してきたのかを中心にインタビューを行った。A 氏は、北集落の住民に茅葺き民家の価値を理解してもらうために様々な取り組みを行ってきた。その取り組みやねらいに関して以下の様に語っている。

「この風景、景観は残す価値があって保存する値打ちがあることを、村の皆様、家の所有者に分かってもらわんとあかんわけ、理解してもらおう。保存地区になったのは 38 番目やと思うけど。んで一、それまでに保存地区になったところを公民館が中心に見学に行こうと勉強に行こうと年 1 回、遠いところになるけど行って勉強していこうやないかと。公民館で募集して、費用は集落の経費でね、裏の山を売った経費やな。(以下略)」

A 氏をはじめ美山町の行政職員は、伝建制度の受け入れのために、住民が北集落の景観に価値を認めること、特に茅葺き民家の所有者がその住居に価値を認めることを重視していた。そのため、北集落の住民が茅葺き民家や農村景観に対しての理解を深めるために、公民館活動として先進地域への見学会を企画していた。後にこの見学・研修会は、かやぶき保存会の主催で行われるようになる。

さらに美山町職員が中心となり、勉強会が開催された。A 氏は以下の様に語っている。

「そのようなことをやりおって、講師の先生を招いてお寺で勉強会を開いたりしとった。ふるさとというか景観を保存していく意義とは何かという、どうゆうような 1 つの価値をそこから見つけていくのか、どうしたらそれが地域づくりにつながっていくか、過疎化が進んでるからな、それを繋ぐことことができるかということな。これは難しいテーマでなあ。保存地区の住民の賛成が 3 分の 2 以上無いと難しい。その下地を作っていけないといかんわけ。(以下略)」

北集落では先進地域の見学と同時に勉強会を開催していた。A 氏が言う勉強会は、自主的に開かれたものを指している。勉強会では、農村における景観保存の意義や農村の景観に対する価値について話し合われていた。A 氏は、その勉強会の中で、景観の保存と地域づくりや過疎化対策といった部分につなげていくのが難しい点であったことを回想している。このような難しいテーマを扱っていたのは、伝建制度の受け入れのために住民の 3 分の 2 の賛成が必要であったことが影響している。つまり美山町は、景観の保存によって、北集落

が地域づくりを進めて、維持可能な地域としていくことを構想していた。そのためにも、北集落の住民に農村景観や茅葺き民家に価値を見出す必要があった。

B氏には、当時の行政の支援の様子と自身の茅葺き民家に対する価値の変化についてインタビューを行った。行政の支援に関しては以下の様に語っている。

「まあそれをテーマにした会議だけやなしにね、他の会議も結構あるんですよ、田舎やったらね、あのー御講みたいのがあってね、まあ、山の奥地の方やとか、あー、そういうずっと前から伝わっている親睦会のようなものがあったり、そういういろいろの既存の集まりの中でもね、皆さん寄れば、この話が出されていたということはありますわ。（中略）当時の役員は偉かったね、あのー、そういう場を借りてね、事あるごとに、なんちゅうかな、保存地区の説明をね、結構されていたと。10人ほど寄ったらもう、保存地区の話、必ず出ると、というような雰囲気あったね。（中略）お寺の会議なんかあるしね、農事組合の会議もあるしね、いろいろあるんや、公民館の会議なんかで、公民館活動そのものあるわな、公民館の、なんちゅうか、清掃作業やとか、正月になればとんど焼きやとかね、いろいろ取り組んでいるさかいに、その都度、伝建地区の話がメインではないけど、すぐにそれがでると。（以下略）」

北集落では区の役員が、伝建制度についての話題ではない会議の時にも、伝建制度の話を熱心に行っていた。また寺の会議、農事組合の会議、公民館活動でも伝建制度の話が持ち上がっており、行政職員だけではなく、公民館長や農事組合長といった住民のリーダーも熱心に伝建制度の話をしていたことが分かる。

次にB氏が伝建制度の受け入れ以前に茅葺き民家をどのように捉えていたかを確認する。B氏は以下の様に語っている。

「クズヤ？草葺きをクズヤちゅういうねや、うん、草葺き全体をクズヤ言ってる、ここはすすき葺きやね。（中略）草葺きのマイナスって結構持つとるよね。あのー火災に弱いしね、本当に弱いし、そして葺き替えということが常にトライするからね、維持管理は非常に、なんちゅうの、今では要は高くつく。（中略）選定を受ける前後の時期でもね、金があるさかいに、クズヤ葺き、ここで言えば茅葺き屋根は、もう維持管理が高いんで、もう火事も出したら大変やしということで、嫌われとったちゅうか、あまり積極的に残そうというのはね、という気持ちはね、だんだん薄れてきておった時期でもあったわ。（以下略）」

B氏の場合は、先行研究で言われているような茅葺き民家を否定的なニュアンスで「クズヤ」と呼んでいなかったようである。また茅葺き民家に住む恥じらいなどは持っていなかったことが分かる。しかし、茅葺き民家のマイナス点として、火災に弱い点と屋根の葺き替えといった維持管理の難しさをあげている。また伝建制度の受け入れ前の集落全体は、火災の危険性や維持管理の難しさによって、積極的に残そうという意識が薄れていたと語っている。1989年当時B氏自身は茅葺き民家の価値について以下のように語っている。

「僕はあんまりなかったと思うな、うん、価値と呼ばれるまでのものはなかったと思うわ。それは縦横無尽に張り巡らされた姻戚関係の中でな、なかなか勇気のいる、茅葺きをやめるというのは勇気のいることやっということもあるし、お金がなかったちゅうこともあるよ。それはやっぱり、茅葺きをやめるとしたら、普通の家に戻すってことは結構お金かかるしね、それがなかったと、あー例えば住んどって、うん、まあ、人間の住むのにそんなに悪いことはないなあ、夏なんかものすごいええしなあ、うん、冬は冬で寒いけども、まあこたつやとか石油ストーブすらやあ、なんとか 2 か月くらい辛抱すればええんやから、そう不自由することはなかったということで、積極的に変えよう、茅葺きをやめようということやなかったし、だけど茅葺きに関する値打ちという点では、あんまり持ってない、当時はよ、うん。(以下略)」

B 氏は、伝建制度の受け入れ前は、茅葺き民家に価値や値打ちがあるとは考えていなかった。茅葺き民家を残していた理由としては、北集落における姻戚関係と茅葺き民家を普通の家にするための資金がなかったことをあげている。特に北集落は、ほとんど勝山性と中野性であり、姻戚関係が強い地域である。また茅葺き屋根の葺き替えには、多くの茅が必要になるが、北集落では、親戚同士で茅を融通していたため、簡単に茅葺き民家をやめることができないということも影響していると考えられる。このような現実的な問題だけでなく、B 氏は茅葺き民家に住むこと自体にあまり不便を感じていなかったため、積極的に茅葺き民家をやめることはしなかった。

続いて伝建制度の話が北集落に持ち込まれた 1989 年前後の B 氏について整理する。B 氏は伝建制度の受け入れには当初反対の立場であった。伝建制度の受け入れに関しては以下の様に語っている。

「そもそも反対しとったんやから、そうやで、反対しとった。(中略) わしはね、それは今になれば過とったと思うけど、自分の家やわ、そんなんを、補助金をやるやとか一、保存地区のやな、高いレベルを、なんちゅうかな、地域のなんちゅうかな、支援していこうやとか言われてもほっといてくれやと、わしの家好きなようにしたいわけやとにかく、うん、だからそんなこと言われたかて近所にそういうとこ、京都市内にはあったみたいやけど、そんなんは特別な事例であってなあ、農山村におけるその一、そういう保存というのはなあ。(以下略)」

美山町の行政職員や地域の住民リーダーから伝建制度の話を聞いた B 氏は、自身の住む茅葺き民家を地域資源とするということに違和感を持っていた。茅葺き民家を文化財として保存していくことや地域づくりへの協力にあまり乗り気ではなかった。伝建制度自体も特殊事例と捉えており、農山村の景観や民家の保存の意義を見出すことができなかった状態であった。さらに当時の様子を以下の様に語っている。

「あの、京都府とか国だとかそういう組織とのかかわりちゅうのはな、あまりこう、なんちゅうかな、経験も無いし、うん、時には騙されることもあるし、結構、ちょっと距離を置いて、距離を置いてた。はじめは話を聞いておった。まあ、まさに聞き置くだけという時期が

結構あったと、ということですね。(中略) うーん、毎年同じ話というか、似たような話がやっぱり、行政の方からされるし、うん、なかなか熱心やなど。いっぺん聞き置くだけ、聞き流しで済んだらええな、うん、聞き流しされとんならやめやということもあるんやけど、そうやなしに行政の方は非常に熱心にね、何年もかかってね、説明をしてきたと、だからそういうことがあるから、行政としても本気やなどということは、やはり感じたんかな。それが当初の話があって、3・4年ぐらいてしてからそういうことになってきたと思うわ。(中略) 私は、あの、勤めに出ておったということもあるし、大方の人間は伝建地区も知らんし、分からへんのに言われても即答はなかなか難しい、それが大方の雰囲気やと思うわ、3・4年するとね、どうもほんまもんというか、腰を入れて説得しておるので、なんというか、こちらもその気になって受け止めていかんなあとなってきたんじゃないかな。(以下略)

B氏は、行政への不信感を持っていた。特に、京都府や国の言うことをそのまま鵜呑みにすることを警戒していた。B氏のように考えていた人は多く、集落全体としても伝建制度への理解が深まらない状態で受け入れが進んでいたとしている。

だがB氏は、3・4年間も行政から説得されることで、行政の本気さを感じている。3・4年説得され続けることで、自身も伝建制度を受け入れる必要を痛感している。伝建制度自体は、その土地に住む住民が保存群に対して価値を認めることで初めて文化庁に申請することができる。だがB氏をはじめ多くの住民は、行政の熱意に動かされて、伝建制度の受け入れを決めていた。この時点では、B氏は茅葺き民家に価値を見出していたとは言えない。

しかしながら、1989年からの学習会や話し合いの影響がなかったわけではない。学習会は、行政が企画し公民館活動として行われたものと自主的に集落で開催されたものの二種類存在していた。また話し合い活動も公式の行政懇談会以外にも非公式の話し合いも存在していた。多くの学習機会が設けられていた。行政が企画した学習会には、学識者が講師として参加していた。B氏は1989年7月に行われた「学習会」が印象に残っていると述べている。ここで言われている学習会は、永井規男・長谷川良夫によって行われた「保存地区とは何か」という題目で行われたものと推測される。当時永井紀男は、関西大学の教授であり、美山町の伝建制度の調査委員であった。B氏は以下の様に学習会を語っている。

「ここは住んでることが、もう、あえて住んでん、洗濯物も干して、昔の生活を見てもらうことが、日本の原風景やということで。日本の原風景とはなんやということを結構議論しておったね、うん、議論しとった、うん、うーん、日本の原風景が色濃く残っていることが値打ちなんやから、うん、それが無くなったら元も子もないやないかいということの勉強はね、結構、うん、保存地区になる前後でやっておったことは間違いない、うん、勉強しとった、わしらよう分からんのに、弱った。その時は関西大学の先生の先生とかいろいろ来てはったわ。(中略) いろいろと、先生に言われて、あの一、観光地らしくない観光地がええんやといろいろ聞かされた、そんなことできるかいやと思っとったけどね、よう考えたらそれが一番いいなあと、思うようになったわね、白川郷の悪いこと言うわけやないけど、あそこはやっぱり世界遺産にもなってるから、それは立派だと私思いますよ、思うけどね、もう人がたくさんでしかもそれは、まあ、あの一、土産物を売るお店屋さんやね、民宿さんやね、そ

ういう商売をみんなやってはるね。(中略) だから儲けることが決して悪いとは言わんけど、本当に長続きするかいと他人事ながら、心配してあげるわ。(以下略)」

B 氏は、学習会の中で日本の原風景について議論していたことを語っている。B 氏、洗濯物を干すといった日々の生活や茅葺き民家で暮らしを、日本の原風景と理解していた。同時にそれが北集落の特徴であり、価値であるという内容の学習会であった。また観光地らしくない観光地を目指すことも学習会で提起されたテーマであった。B 氏は白川郷を引き合いにしている。白川郷は観光客が多く、また経済活動を活発に行っている。B 氏は学習会を通して、白川郷のようなモデルは長続きしないと考えるようになった。

B 氏が茅葺き民家に価値を見出していくきっかけとして、保存地区指定後に、外部によって茅葺き民家の価値を伝えられたことがあげられる。B 氏は以下の様に語っている。

「今になって、皆さんからいろいろ言われてね、茅葺きというのは値打ちもんやいうことや、実は皆さん方、観光客の皆さんやとか、まあ、あなたたちも含まれると思うけど、研究者の皆さんやとかに言われてね、あっそうかなあと、気づきだしたのが本当や、うん、本当のどこやと思う。(中略) あんたらそういう意識が高いさかいに残されたんですねと言われてもピンときいひんわいや、いや値打ちがあるちゅうことは後で知ったちゅうのが、本当のどこやわ、こんだけ皆さん方に、なんちゅうかな、こんだけ注目されるなんて夢にも思わなかったし、うん、それは値打ちがあるということが要素になって見ていただいとるんやから、そんなことは当時、20 何年前、思いもしなかった、少なくとも僕はそう思った。(中略) 同時にあなた達のような研究者やとか、学者の皆さん方は、やっぱり、こう値打ちがあるこう、守っておられる言われるなあ、守っていることに値打ちがあるんやと、それをちょこちょこ聞かされるとなあ、おうそうかなと、わしらも生活しながら値打ちのあることをしとんのかなという風な誇りもだんだんと持つようになってきたということですよ。(以下略)」

B 氏は、保存地区の指定前の段階では、茅葺き民家の価値を見出すきっかけはあった。しかし本当に茅葺き民家に価値があると意識し始めたのは、保存地区の指定後であった。観光客や研究者に、茅葺き民家に価値があり、またそれを守ってきたことに意義があることを度々言われてきたことの影響が大きい。また B 氏は保存地区に指定されてから 10 年後に、かやぶきの里保存会の役員となったことが契機になっていると考える。かやぶきの里保存会は、観光客のガイドツアーを行っているため、観光客とのかかわりが多い。さらに、かやぶきの里保存会の役員の元には、大学の研究者だけでなく、大学生や大学院生による卒論・修論の聞き取り調査が多く行われた。このような環境の中で、茅葺き民家自体に価値があること、残してきたことの意義を再認識することになった。加えて、保存会の役員は、各地のまちづくりのシンポジウムに参加し、今までの取り組みを発表する機会も多い。聞き取り調査やシンポジウムを通して、茅葺き民家の価値や北集落の価値を再考する機会を得ていた。再考する中で、B 氏は自身なりの茅葺き民家の価値や意義を見出している。具体的に以下の様に語っている。

「150 年 200 年たったやつもね、値打ちもんやちゅうのも同じ木造建築なら、なんぼでも

他になあ、大きな木造建築あるのにやなあと思うわな。やっぱりせやない、日本の古来の建て方でああ、うん、しかもわしが思うのはな、立派な寺院やとか、誰かの邸宅やとか、そういうものでないものが、所謂貧農やな、この辺りの貧しい農家なんや、貧農の住宅がな、このように残っていることにわしは、ものすごい値打ちあると思うとる。北村はそんな立派なものやないし、間取りかて寝起きするのが関の山やと、いうのをね、ずっとなんとなく守り続けたというよりも、なんちゅうかな、他のもんによしなかったということは、守り続けたと言えるわけになるんかもしれん。それが値打ちもんやと思いますわ。(以下略)」

B氏は始め、他の木造建築の方に価値があると考えていた。しかし、保存会の役員となつてからは、木造の寺院や邸宅ではなく、貧農の家が残されていることに価値を見出している。単なる建築物としてではなく、北集落の生活の歴史や文化といったことも価値の一部として考えている。また B 氏自身は、意識的に茅葺き民家を守り続けてきたわけではないが、茅葺き民家が結果として残ったことにも価値を見出している。

4-3 北集落における地域再評価プロセス

本節では、1 節と 2 節で得られた結果から、北集落の住民の地域再評価プロセスについて考察を行う。まずは、保存会の役員による発表資料や書き起こし資料から考察していく。

勝山直の資料では、茅葺き民家がクズヤと呼ばれ、価値は見出されてはいなかった。中野貞一の資料では、クズヤという言葉は使用していないが、棟が落ちる茅葺き民家が増えてきたことを指摘しており、積極的に守っていく対象にはされていなかったことが読み取れる。2名の資料からは、伝建地区指定以前の茅葺き民家に対する価値は高くなかったと言える。次にどのように茅葺き民家の価値を再評価していったかを整理する。勝山直、中野貞一の資料では、カメラマンなどの外部の人々の存在があげられている。勝山直の資料は、カメラマンなどの外部の人々から茅葺き民家や北集落の景観の価値を教えられ、徐々に価値を見出したと書かれている。中野貞一の資料では、外部の人々が北集落を訪れることで、住民たちが茅葺き民家に実は価値があるのではないかと考え始めていたことが分かる。また行政から茅葺き民家も価値があることを教えられ、徐々に価値を見出したと読み取れる。2名ともに、外部から価値があることを指摘されたことで、茅葺き民家の価値や北集落の景観への価値を意識するようになった。

以上のことから、無意識の状態であった地域住民が、外部から価値を伝えられたことにより、茅葺き民家の価値を意識するというプロセスをたどったと考察する。

続いて B 氏へのインタビュー調査から分かったことから、地域再評価プロセスを考察する。B氏は当初、茅葺き民家をクズヤと呼ぶことはなかったが、特段価値を見出していたわけでもなかった。そのような中で、伝建制度の受け入れに伴う学習会や話し合い活動により、茅葺き民家の価値やそれが多く残っている北集落に価値があるという意見に触れることになった。特に研究者や行政職員から意見があがっていたが、この当時は半信半疑であったため、B氏は個人の意見として茅葺き民家に価値があることを受け入れていたわけではなかった。このような状態から変化したのは、保存地区の指定から 10 年後に保存会の役員となったことにある。観光客や研究者とかかわる機会が増える中で、再び茅葺き民家の価値や北村の価値を意識していくことになる。更に研究者や大学生による聞き取り調査やシンポジ

ウムでの発表を通じて、当初姻戚関係や資金面の都合でなんとなく残してきた茅葺き民家を、貧農の家としての価値を見出し、またそれらによって形成される景観だけでなく、そこでの生活をも誇りと捉え、意義付けを行っている。

以上のことから、B 氏の場合も茅葺き民家の価値に対して、無意識の状態から、外部によって価値を伝えられたことにより、価値を意識するというプロセスをたどっている。しかしながら筆者は、その間に段階があり、大きく三段階に分けることができると考える。第 1 段階は、伝建制度の受け入れの話があった 1989 年から指定される 1993 年までの間である。行政職員や住民リーダーによる説明や説得活動が多く行われ、同時に講師として招かれた研究者によって、茅葺き民家には価値があることが伝えられていた。この時点では、伝建地区に賛成することが茅葺き民家の価値より強かった。第 2 段階は、伝建制度の保存地区となった後である。観光客から茅葺き民家の価値を再度伝えられたことで、茅葺き民家に対する価値だけではなく、そこで住むことの誇りが生まれた。第 3 段階は、保存会の役員になったことである。それまで茅葺き民家の価値というのが、外部からの意見により形成されていた。しかし B 氏が保存会の役員となり、観光客や研究者に北集落の地域づくりや茅葺き民家の価値を語る中で、自分なりに価値づけを行った。

5 おわりに

本稿は、地域住民による地域再評価プロセスを、京都府旧美山町北集落の地域づくりを事例に考察することを目的としている。茅葺き民家の価値に対して、無意識の状態から、外部によって価値を伝えられたことと、価値を意識するというプロセスを明らかにした。その中でも B 氏へのインタビュー調査から、価値を意識していく中で、3 段階の過程があったことを指摘した。第 1 段階は、茅葺き民家に価値があるという意見に触れたこと。第 2 段階は、観光客や研究者から、茅葺き民家の価値を伝えられ、価値を意識したこと。第 3 段階では、外部の意見によって形成されていた茅葺き民家の価値を、自己による価値づけを行ったこと。以上の 3 段階である。

このような段階は ESD や地元学の先行研究では、ほとんど考慮されてこなかった。本稿では、特に B 氏へのインタビュー調査から、地域の価値を再評価するまでに長い期間が必要であることを明らかにした。行政の支援や保存会の活動が影響を与えていたことも明らかにした。B 氏自身の中にも地域を立て直すことへの諦めや茅葺き民家を保存対象とするものの反発の気持ちがあった。この背景には、農山村は近代化されるべき対象であるというような動きがあったと考える。そのため、価値の再評価に長い期間が必要になったと言える。

しかし課題としては、地域再評価プロセスを明らかにしていく中で、今回は女性や指定後に鉄板葺きから茅葺きに戻した人などの考察が行うことができなかったことがあげられる。またインタビュー調査の対象者が少ないという課題も残っている。地域再評価プロセスは個人によって様々であると考えられるため、多様な地域住民の地域再評価プロセスを明らかにすることを今後の課題としたい。

<参考文献>

飯田康之・木下生・川崎一泰・入山章栄・林直樹・熊谷俊人『地域再生の失敗学』光文社、

2016

今村光章『持続可能性に向けての環境教育』昭和堂、2005

今村光章編『環境教育学の基礎理論』法律文化社、2016

岩松文代「グリーンツーリズムの展開と集落組織 ―京都府美山町北集落を事例として―」、『森林応用研究』1999年8号、pp.27-31。

岩松文代・藤掛一郎「山村集落における伝統的景観保存への住民の反応 ―京都府美山町における伝建地区指定を事例として―」、『森林研究』72号、2000、pp.25-33。

落合知子『野外博物館の研究』雄山閣、2009

佐藤一子編『地域学習の創造 地域再生への学びを拓く』東京大学出版会、2015

鈴木敏正『「地域をつくる学び」への道 ―転換期に聴くポリフォニー―』北樹出版、2000

鈴木敏正・伊藤俊和編著『環境保全から地域創造へ ―霧多布湿原の町で―』北樹出版、2001

堂下恵『里山観光の資源人類学 京都府美山町の地域振興』新曜社、2012

星山幸男編著『自然との共生のまちづくり ―エコミュージアムの農山村から―』北樹出版、2005

宮崎隆志「地域づくり教育論」日本社会教育学会編『成人の学習と生涯学習の組織化』東洋館、2005、pp.61-75。

美山町『伝統的建造物群保存地区対策調査報告書』、1991

美山町『美山町誌 上巻』ぎょうせい、2005

美山町『美山町誌 下巻』ぎょうせい、2005

真板昭夫・石森秀三・海津ゆりえ編『エコツーリズムを学ぶ人のために』世界思想社、2015

増田寛也編著『地方消滅 東京一極集中が招く人口急減』中公新書、2014

1 小田切徳美『農山村は消滅しない』岩波書店、2014、pp.41-42。

2 小田切徳美、前掲書、p.72。

3 小田切徳美、前掲書、pp.71-72。

4 佐藤真久・阿部治編著『持続可能な開発のための教育 ESD 入門』筑波書房、2012、p.18。

5 廣瀬隆人「「学び」と「参加」のしくみとしての地元学・地域学」農文協『農村文化運動』185号、2007、p.20。

6 櫃本真奈美「地元学に学ぶ地域づくりに向けた環境教育の一考察 ―東北タイ・ブア村の事例から―」『環境教育』18号、2009、p.17。

7 東井義男『村を育てる学力』明治図書、1957、p.38。

8 千葉悦子「地域づくり」『社会教育・生涯学習辞典』朝倉書店、2013、pp.405-406。

9 千葉悦子、前掲書、2013、pp.405-406。

10 降旗信一「地域再生」『環境教育辞典』教育出版、2013

11 小田切徳美、前掲書、pp.53-54。

12 小田切徳美、前掲書、p.53。

13 小田切徳美、前掲書、pp.54-55。

14 小田切徳美、前掲書 p.55。

-
- 15 佐藤真久「持続可能な開発」『環境教育辞典』教育出版、2013、p.148。
- 16 佐藤真久、前掲書、p.148。
- 17 富田俊幸「持続可能性」『環境教育辞典』教育出版、2013、p.148。
- 18 環境省「持続可能な地域づくりのガイドブック」、2002
<http://www.env.go.jp/policy/report/h14-03/index.html> (最終閲覧日 2017 年 11 月 20 日)
- 19 環境省「持続可能な地域づくりのガイドブック」、2002
<http://www.env.go.jp/policy/report/h14-03/index.html> (最終閲覧日 2017 年 11 月 20 日)
- 20 環境省「協働による持続可能な地域づくりのための手法・ツール集」、2008
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/12179.pdf> (最終閲覧日 2017 年 11 月 20 日)
- 21 環境省「協働による持続可能な地域づくりのための手法・ツール集」、2008
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/12179.pdf> (最終閲覧日 2017 年 11 月 20 日)
- 22 佐藤真久・阿部治編著、前掲書、p.18。
- 23 吉本哲郎「風に聞け、土に着け 一風土と土の地元学ー」『現代農業 5 月増刊号 地域から変わる日本 地元学とは何か』52 号、2001、p.195。
- 24 佐藤真久・阿部治編著、前掲書、p.18。
- 25 堂下恵『里山観光の資源人類学 京都府美山町の地域振興』新曜社、2012 年、p.83。
- 26 南丹市「人口・世帯数集計表」、2016
<http://www.city.nantan.kyoto.jp/www/shisei/106/001/003/24920/00025638001.pdf>
(最終閲覧日 2017 年 4 月 19 日)
- 27 美山町『京都府美山町における村おこしの取り組みと課題』、2002、p.2。
- 28 湯川宗紀「京都府旧美山町の観光事業への取り組み 町職員・地域住民双方の立場から」『佛大社会学』35 号、2010、p.20。
- 29 南丹市「年齢別人口集計表」、2015
<http://www.city.nantan.kyoto.jp/www/shisei/106/001/004/20357/00020357005.pdf>
(最終閲覧日 2017 年 9 月 12 日)
- 30 南丹市教育委員会『南丹市美山町北伝統的建造物群保存地区 説明資料』、2015、p.2。
- 31 南丹市教育委員会、前掲書、p.2。
- 32 文化庁「文化財保護法」<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi>
(最終閲覧日 2017 年 4 月 12 日)
- 33 文化庁「文化財保護法」<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi>
(最終閲覧日 2017 年 4 月 12 日)
- 34 文化庁「重要伝統的建造物群保存地区一覧」
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/judenken_ichiran.html
(最終閲覧日 2017 年 6 月 4 日)
- 35 文化庁文化財部参事官(建造物担当)「歴史を活かしたまちづくり 伝統的建造物群保存地区制度のご案内」
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/pamphlet_ja_05.pdf
(最終閲覧日 2017 年 4 月 19 日)
- 36 文化庁文化財部参事官(建造物担当)「歴史を活かしたまちづくり 伝統的建造物群保存地区制度のご案内」

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/pamphlet_ja_05.pdf

(最終閲覧日 2017 年 4 月 19 日)

³⁷ 勝山直『集落問題地域フォーラム』、2014、p.1。

³⁸ 勝山直、前掲書、p.1。

³⁹ 勝山直、前掲書、p.2。

⁴⁰ 中野貞一『まちづくりは私たちの手で』、2015、p.2。

⁴¹ 中野貞一『まちづくりは私たちの手で』、2015、pp.2-3。

謝辞

本稿は、北集落の住民の皆様のご協力によって完成いたしました。特にインタビュー調査及び文献調査へのご協力が大きかったです。とりわけ「かやぶきの里保存会」の皆様には大変お世話になりました。また資料探しにご協力いただきました南丹市社会教育課の皆様にも大変お世話になりました。

北集落の皆様・「かやぶきの里保存会」の皆様と南丹市社会教育課の皆様へ、この場をお借りしまして、御礼申し上げます。